

東大阪市年第〇〇号
令和〇年7月〇日

577-8521
荒本北 1-1-1

東大阪 太郎 様

東大阪市長
野田 義和

電子
公印

証 書 番 号 第 10001000 号

児童扶養手当現況届案内通知書

児童扶養手当を受けている方は、8月3日から8月31日までの間に現況届の提出が必要です。必ず受給者本人が手続きしてください。届出がないと1月期からの手当が受給できませんのでご注意ください。

記

1 提出方法 郵送

提出が必要な書類を
記載しています

2 提出書類 現況届

■がない方は
添付書類は不要です

下記書類のうち、■となっているもの

☐ 養育証明書	☐ 拘禁証明書
☐ 遺棄証明書	☐ 別居監護証明書
☐ 児童の戸籍謄本	☐ 別居先の世帯全員の住民票の写し
☐ 生死不明証明書	

※上記証明書は、令和8年7月1日以降に発行のもの
書類がそろっていない場合は受付できませんので、必ず上記書類をそろえた後においでください。

お問い合わせ先

577-8521

東大阪市荒本北一丁目1番1号

東大阪市 市民生活部 国民年金課

直通 06-4309-3165